

第38回道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成22年8月19日(木) 14：00～16：00

場 所： かでる2・7 710会議室

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐委員、河西委員、竹田委員、宮田委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、伊藤参事

(事務局)

委員の皆様、お暑い中、またご多忙のところを本委員会にご出席いただき深く感謝申し上げる次第でございます。

定刻となりましたので、ただ今より第38回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。本日は、委員7名中、南部委員・湯浅委員のお2人が欠席ということでございまして、宮田委員につきましては30分ほど遅れるとのご連絡をいただいております。

時間の関係もございますのでこれから早速委員会を開催させていただきたいと思います。それでは井上会長、議事の進行のほうをよろしくお願ひいたします。

(井上会長)

では、早速でございますけれども議事次第に沿うかたちで始めさせていただきたいというふうに思います。

前回は第37回ということでございましたけれども、6月3日に開催し今日に至るまでということで2ヵ月プラス間が空いたわけであります。前回の委員会におきましては配布資料の1にありますように、新規の道民提案に関して7つの案件について審議を行ったところであります。

これまで第35回から37回の審議により第5回答申に向けまして今後さらに検討するということで今後検討を深めていくというふうになった案件は、その表の中で太字になっているものであります。5項目ありますて、No.269・No.284・No.274・No.276・No.281となっております。

本日の委員会は、同資料の一番右側の第38回の欄で○印がついている4つの案件、269・284・274・281について先生方にご審議をいただきたいというふうに思います。

具体的な審議に入ります前に、前回の委員会を欠席された委員もおられますし、先程申し上げましたようにかなり間隔が空いたということでございますので、まず最初に事務局のほうから前回の審議結果について確認をしてもらおうと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは前回の委員会の審議結果についてご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。1ページ目から順次ご説明を申し上げます。

まず1ページ目・269「携帯型心電計に関する使用制限緩和」でございます。

資料の右下にこれまでの委員会の論点を整理した表を載せてございます。269番につきましては、4月の第36回の委員会で遠隔医療における課題を探ることとなりました。前回の第37回の委員会では、在宅患者の受診を支える人的サポート体制というものが遠隔医療の課題となっているということから、在宅患者に対し介護職員が行うことができる業務の拡大について携帯型心電計の使用も含めまして過去の類似提案と合わせて検討を進めていくということとなりました。本件につきましては、後程分野別審議でご審議をいただくこととしてございます。

次に2ページでございます。272番「地域観光の振興」につきましては、第36回の委員会で旅行業の資格要件については、緩和ではなく厳しくしたほうが北海道観光のブランド化につながるというご意見。それと小規模なものであれば要件を緩和してもよいのではないかというご意見がございまして意見が賛否に分かれましたので、本件提案の取扱いにつきまして第37回、前回の委員会で決定することとなったところでございます。

前回の委員会では、旅行業の資格要件である経済的基盤を緩和することで事故が起きたときに消費者への弁済ができなくなるのではないかというようなご意見や、規制緩和をされない場合に地域にどのようなデメリットがあるのかなどについてもう少し調査を進めてからでもよいのではないかというご意見もいただいたところでございます。

今後の対応方向でございますが、本件提案につきましては、本委員会としては当面取り扱わないことといたしますが、関連情報の収集につきましては引き続き行っていくということとなってございます。

次に3ページでございます。274番「地方自治法施行令第158条における「寄付金」取扱いの特例」につきましては、引き続き検討委員会で検討を深めていくこととなってございます。本件につきましても後程分野別審議でご審議をいただくこととしてございます。

次に4ページでございます。275番「北海道特定活動法人制度の創設」です。これにつきましては、論点と今後の方向は未整理となってございましたので、前回の委員会で今後の取扱いにつきましてご審議をいただいたところでございます。

今後の対応方向でございますが、現行の認定NPO法人制度を活用しやすいように要件を緩和していくということで275番の提案の主旨が実現されるということから、本件提案につきましては当面取り扱わないことといたしまして、次の276番の提案について検討を深めていくこととなったところでございます。

次に5ページでございます。276番「認定NPO法人制度の認定要件」につきましては、引き続き検討委員会で検討を深めていくこととなってございます。前回の委員会においては、国の税制調査会で認定NPO法人の見直しについて検討を進めているということ

をご報告申し上げたところでございます。

次に 6 ページでございます。281 番「ポストバス」につきましては、第 36 回の委員会におきまして道内の事例調査ですとか日本郵政のヒアリングの結果、こういったものをふまえて第 37 回委員会で取扱いを決定するということとなりまして、前回の委員会でご議論をいただいたところでございます。

今後の対応方向でございますが、過疎化や高齢化が進展する中で地域の公共交通をいかに確保していくかという観点で検討を深めていくということとなりました。本件につきましても後程分野別審議でご審議をいただくこととしてございます。

次に 7 ページでございます。282 番「国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外」につきましては、これは現行制度で十分対応可能であるということから、本件提案については当面取り扱わないとなりました。

次に 8 ページの 283 番でございます。「地域通貨を利用した社会福祉に係る給付」につきましては、地域通貨というものは、まだ制度としては根づいていないという中で社会福祉に係る給付に使用するのは無理があるということなどから、本件提案については当面取り扱わないこととなりました。

次に 9 ページでございます。284 番「診療看護師の制度化に向けての規制緩和」につきましては、これは新たに追加提案があったものでございますが、本提案と同様の内容で構造改革特区にも提案され、国から回答が示されているということから、同じ内容で提案しても国からは同じ回答しか返ってこないのでないかというご意見をいただきました。

今後の対応方向でございますが、現在国において看護師の役割の拡大に向けた検討が進められておりますので、国の検討状況を見据えつつ他に問題点はないかなど、関係者のお話もお伺いしながら検討を進めていくこととなりました。本件につきましても後程分野別審議でご審議をいただくこととしてございます。

前回委員会の審議結果についての説明は以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局から前回、あるいは前回までの審議の内容等について説明をもらいました。これらの件に関しまして委員の先生方からご意見、あるいはご質問があれば出していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

(河西委員)

4 ページ、275 「北海道特定活動法人制度の創設」というところで、今第 37 回提案検討委員会における分野別審議の論点のところをご説明いただきました。この論点であると NPO 法人だけに限定をされてしまう。提案の概要を見ますと、現在の社団・財団・NPO の区分をなくしと書いてありますから、これは NPO に限定したものではなくて、社団・財団と

といったところの組織もこういった優遇措置を講じてほしいというようなところで整合性がとれなくなってしまうというふうに考えます。そのあたりはどのような考え方で論点をまとめたのでしょうか。

ここに関しては、私が発言したと思いますけれども、現在の社団・財団に関しては新しい公益法人制度というのができて、それで今動いていますけれども、それ以外に対しては公益認定をされた財団法人・社団法人、そして公益認定を受けていない一般社団・一般財団という2階建ての制度ということなのです。

NPO法人は、それに対応してNPO法人の中でも認定NPOと認定がつかないNPO法人ということになっています。

そういう制度がある中で新たにこういう制度をつくってしまうと、今の国がつくった公益法人に係る3つの法律などがグチャグチャになってしまふから避けたほうがいいのではないかというような発言をしたと思います。

したがって、ここでの論点の整理の仕方としては、現行の法制度の枠の中で社団法人・財団法人に関しては優遇措置があり、また認定NPO法人というNPO法人に対しての優遇措置があつて、認定NPOの認定がなかなか取れないからそこの部分を変えていくというような発言要旨に変えたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

もうひとつこの提案の主旨としては、公共性をもつて非営利活動を行っている社団法人・財団法人・NPO法人、そういうものに対してたとえば公共事業等の入札等などへの優遇措置を設けてくれというような話もあるのかなと思ったのですが、そのあたりに関しては、今回はふれなくてもいいということですね。

以上、質問と提案といったところです。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

論点整理のところが、ちょっと十分な整理がされていなかつたので非常に申し訳ないと思っています。この辺のところは直させていただきたいと思っております。

入札の関係につきましては、特に前回は、そこまでのご議論はなかつたような感じがしますので、よろしいでしょうか。

(河西委員)

わかりました。

(事務局)

若干補足的にお話しさせていただきますが、今CSR、社会貢献か何かをされているような、子育てとか環境対策といった、そういうことに取り組んでいる企業ですとか団体につきましては、最近いろいろな入札制度の中で若干その社会貢献というようなことで優遇するようなかたちをとってきてございます。十分かどうかは別にいたしまして道府

としてもそういう認識に則って、やはりいろいろ社会貢献をしている企業・団体等については何らかのかたちで優遇的な扱いをしていく。このような大きな流れにあるということはご理解いただきたいというふうに思います。

したがいまして、特段この 275 の部分で、その部分を特化して取り上げるのはどうなのかなというような感じもいたします。

(井上会長)

では、今ご指摘のあった 2 点、最初のほうはご意見ということでしたけれども、事務局のほうからも回答がありましたように、回答に沿って今一度議事録等々を確認の上、適切なかたちでこの論点を検証していただきたいというふうに思います。

2 点目のところは、新たに出てきたご意見というようなこともあります、ここでのご提案ということで直接にからむといいますか、そのようなものでもないかもしれません。

ただ、これは公表に基づいて提案者に中間段階でも結論等々を事務局からフィードバックされる際には、今あったような意見というようなものも、事務局から回答があったようなものについても何らかのかたちで周知をする、ご連絡を差し上げるというようにしていただければと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議論の中の大半の部分は、今日改めてご議論をしていただくというようになっておりますので、それらに関連してご意見等々を、またその際にいただければというふうに思います。

では(2)ということで、分野別審議についてということです。

先程事務局から説明がありましたように、前回の委員会で時間の都合もありまして十分に審議を行うことのできなかった、順番はかなり後ろのほうになりますが No.284 の「診療看護師の制度化に向けた規制緩和」についてということで最初にご審議をいただければというふうに思います。

その際に事務局で医師会や看護協会など関係者の意見を聴取しているということでございますので、事務局から資料等々に基づき説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは説明に入らせていただきます。

その前に 1 点ご報告をさせていただきます。

資料 3 の 82 ページをご覧いただきたいのですが、提案項目 277 は「NPO バンク支援」でございます。前回の委員会で改正貸金業法が 6 月 18 日に本格施行されるとことや、国においては NPO バンク全体を適用除外する方向で内閣府令の改正を進めていることから、改正内容を見極めることといたしまして本件の提案につきましては取り扱わないこととなっておりますが、改正された内閣府令が 6 月 18 日に施行されましたので、その内容について簡

単にご説明を申し上げます。

82 ページの真ん中あたり、2. 府令改正の概要、(5)NPO バンクに対する対応の 2 番です。 「指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外で、生活困窮者向けの貸付を行う NPO バンク、それ以外の NPO バンク、それぞれに要件を設けまして、要件を満たす NPO バンクについては適用を除外するとあります。

したがいまして、指定信用情報機関の制度から NPO バンクを適用除外するという特区の提案につきましては、国において提案の主旨に沿ったかたちで措置をされたということでございます。ご報告は以上でございます。

それでは資料のご説明に入らせていただきます。資料 2 の 9 ページをご覧ください。

「診療看護師の制度化に向けての規制緩和」でございます。これにつきましては、前回の委員会におきまして新規提案としてご説明を申し上げましたが、時間の関係上十分なご説明ができずに終わってしまいましたので、本日提案の内容等につきまして改めてご説明をさせていただきます。

提案の概要でございますが、大学院において必要な養成コースを終了いたしまして、教育機関の最終試験で認められた方につきましては、医師の指示なしにそこの概要欄、①から⑨に掲げる医療行為ができるようにするという提案でございます。

事実関係等の整理欄の①をご覧いただきたいのですが、看護師の役割についてでございます。看護師とは、法律におきまして療養上の世話、または診療の補助を行うことを業とするものとされてございます。また同じ法律によりまして医師の指示なしに診療の行為を行うことはできないということになってございます。

今回の提案につきましては、一部の行為につきましては医師の指示なしにそれをできるようにしてもらいたいという提案でございます。

②でございます。診療看護師を巡る動きです。ここにありますように既にアメリカでは通常の看護師とは別に「診療看護師」というものが州政府の資格として認められて、医師の指示を受けずに症状の診断ですか薬の処方などを行って地域医療を担っているということでございます。

日本におきましては、アメリカのような診療看護師制度は現在のところないわけでございますけれども、国におきまして看護師の役割拡大に向けた検討が始まっています。

③でございます。厚生労働省が設置をいたしましたチーム医療の推進に関する検討会というものが今年の 3 月に報告書をとりまとめてございます。

資料 3 の 5 ページをご覧いただきたいのですが、そこに報告書を抜粋したものを載せてございます。その中の 8 ページをご覧いただきたいのですが、8 ページの下のほうに波線を引いてございます。この報告書の中では、看護師が能力を最大限に発揮し得るように、実施可能な行為の範囲をさらに拡大することが期待されているということが書かれてございます。

次に 9 ページの上のほうでございます。同じく波線が引かれておりますが、一定の医行

行為を医師の指示を受けて実施できる特定看護師の検討をすべきであるということが書かれてございます。

一方、その9ページの下のほうの波線でございますが、医師の指示を受けずに診療行為を行う診療看護師につきましては、導入の必要性を含め慎重な検討が必要であるとされてございます。

国の最終報告書には、提言を具体化するために必要な実態調査ですとか試行事業などを早急に実施すべきとの提言も入ってございますことから、厚生労働省では提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行うための組織、「チーム医療推進会議」を立ち上げてございます。「チーム医療推進会議」は、資料3の12ページでございます。

第1回目の会議が5月12日に開催をされまして、この資料3の14ページを見ていただきたいのですが、提言に対する厚生労働省の具体的な対応が示されてございます。3つに区切られてございます一番上の区切りでございます。厚生労働省の対応ということで看護業務実態調査の実施ですとかモデル事業の実施、これが具体的な対応ということで示されてございます。

15ページをご覧いただきたいのですが、その具体的な検討をより進めていくために、この「チーム医療推進会議」の下に「チーム医療推進のための看護業務検討WG」が設けられてございます。

このワーキンググループでは、そこに①から⑤まで載ってございますけれども一般看護師の業務の範囲ですとか特定看護師が実施できる特定の医行為の範囲ですとか特定看護師の要件ですとか、こういったものについて検討していくということになってございまして、16ページの上のほうに載ってございますけれども、5月26日に第1回目、6月14日には第2回目の会議が開催をされています。

現在ワーキンググループにおきましては、その16ページの2のところに書いてございます「看護業務実態調査」、看護師が行う医行為の範囲に関する研究のための調査です。これを全国の病院ですとか施設などを対象に実施をしてございます。

もうひとつ、今度は17ページに入りますけれども上の3番です。「特定看護師（仮称）養成調査試行事業」というものを実施しています。これは何かと申しますと、専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成、こういったものに取り組んでいる大学院などのカリキュラムの内容、こういったものの情報収集のための事業ということでございます。

この施行事業につきましては、手挙げ方式でございましたが、17ページの(2)にございますけれども、本提案者が国から指定を受けた4大学院のひとつに入りまして、今後修士課程のカリキュラムの内容ですとか実習の実施状況等の報告を国に行う予定となってございます。

19ページをご覧ください。19ページに検討のイメージ図というのが、これは国がつくったものでございますが載せてございます。実態調査と試行事業、これを平行してやっていきまして、いろいろ内部で検討いたしまして12月中に一定の結論をとりまとめる予定とな

ってございます。

次に 21 ページをご覧ください。これは 6 月に国の行政刷新会議に出されました規制・制度改革に関する分科会の第一次報告書の抜粋でございます。その中の 22 ページでございますが、特定看護師の制度化に向けたモデル事業を早急に実施するとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について平行して検討するということで明記をされてございます。

この分科会の第一次報告書に対する日本医師会の見解というものが出ております。23 ページ以降でございます。27 ページをご覧いただきたいのですが、一番最初のところに現行法の下での看護師の診療補助行為を拡大していくことについては賛成であると書いてございます。

次に 28 ページを見ていただきたいのですけれども、しかしながら特定の医行為が「特定看護師（仮称）」ですとか「診療看護師（仮称）」の業務独占となった場合、むしろ看護師の業務縮小となって看護師で対応している地域のチーム医療は崩壊するということが書かれてございます。

それでその下をご覧いただきたいのですが、このような新しい資格の職種をつくることが本当に必要かどうか慎重であるべきであるとの見解が示されてございます。

また北海道医師会さんにもお話を伺いました。29 ページに、いただいた会報の関係部分を資料として載せさせていただいております。北海道医師会さんとしては、国民皆保険の視点、医療の質の視点、業務分担の視点から、診療看護師の導入は基本的には反対であるということ。そしてチーム医療推進のため新たな職種の創設ではなく、看護師が実施可能な範囲を明らかにすることが必要であるとのご意見をいただいてございます。

日本看護協会でございますけれども、日本看護協会は、正式な見解は出されておりません。ただ、30 ページをご覧いただきたいのですが、日本看護協会のホームページのほうから取らせていただきました。その検討会の委員として参加をされています日本看護協会の副会長の方が会議の中で特定看護師試行の早期試行の法制化を求める旨の発言をされております。

診療看護師につきましては、患者の安全を考えれば慎重な検討が必要とした上で、特定看護師の導入をふまえて発展的な検討をしてほしいというようなお考えを述べられてございます。

北海道看護協会にもお話を伺いました。資料はございませんが、北海道看護協会といたしましては、まず特定看護師を制度化して、その上で検討課題などを洗い出す必要があるのかもしれないけれども、医師の指示を受けないで医行為の一部を実施する診療看護師は時期尚早ではないかとのご意見をいただいております。

このように、現在国におきまして看護師の役割拡大に向けた検討というものが進められております。ただ、国のはうは一般看護師の業務の範囲ですとか特定看護師が実施できる特定の医行為の範囲ですとか特定看護師の要件、こういった検討が行われておりますけれ

ども、診療看護師制度の検討は行われてございません。

現在の国がこういった検討状況をふまえまして事務局で提案者に意向をお聞きいたしました。提案者の方からは、まずは国の特定看護師制度の試行事業に参加する中で情報提供や提案などを行っていって、将来的には診療看護師制度の実現を目指していきたいというご意見をいただいてございます。

ただ今ご説明いたしましたように、国の検討の方向ですとか関係団体からのご意見、こういったものをふまえますと一足飛びに医師の指示を受けない診療看護師制度の創設を、国に提案していくということは現時点においては非常にハードルが高いのではないかというふうに考えておりすることから、まず12月にとりまとめる予定となっております国の特定看護師制度の検討結果、これを見据えていく必要があるのではないかと事務局としては考えてございます。

ご説明は以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局から前回審議未了でありました 284 「診療看護師の制度化に向けての規制緩和」ということに関しまして説明がありました。

ただ今の説明等々に関連いたしまして先生方からご意見等、さらにご質問等があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

しばらく休んでいたので前回の話の続きがちょっと見えにくいかも知れませんが、ただ今事務局から説明があった部分について若干、これは繰り返しになりますが整理しておきます。資料3の2ページのところに特定看護師、すべてこれ以降、各団体等々で議論になっているところに(仮称)というかたちでついておりますけれども、この特定看護師で一般的に「診療の補助」に含まれないものと理解されてきた一定の医行為を医師の支持を受けて実施するというようなところが書いてあります、それ以下にいくつかのところが事業として書いてあります。

さらに4ページを見ますと、北海道医療大学がこの診療看護師ということの制度について国とそして道に特区提案をしているというようなことが書かれています。我われのところに上がってきているのも、提案者というのはこの組織なのかなというふうに推測はいたします。

それ以降の部分は厚生労働省等で「チーム医療推進会議」というようなものが開催されていて、この中で特定看護師というものの制度というようなものについて議論が行われているということ、あるいは17ページにおきましては、提案者と思われるこの北海道医療大学大学院看護福祉学研究科というようなところもこの特定看護師(仮称)の養成調査試行事業に参加しているというようなことが書かれています。

それ以外のところは、規制制度改革に関するような政府の機関、あるいは日本医師会等々

の議論というようなものも含まれていて、「診療看護師」という前にこの12月ぐらいを目途に一定程度、特定看護師についての結論が上がってくるというようなこともあって、それからさらに一步進んだかたちでの診療看護師については検討を続けながらも改めて国に提案していくというのは、その帰趣を見た上で国に上げたらどうかというようなことが事務局がまとめてきた提案ということになります。

これらについてご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

河西先生、どうぞ。

(河西委員)

事務局、そして会長がまとめてくださったように、まずは特定看護師、こちらのほうが実際に動き始めて、ある程度の成果が見えたら次の段階として診療看護師という話が出てきたときにまた特区提案をするというような対応の仕方でよろしいというふうに考えます。

理由としては、限られたご説明だったと思うのですけれども実際に政府、それから厚労省等で検討されている内容を見ますと、少なくとも診療看護師に関しては、導入するにしても慎重に検討すべきだというような方向性が示されていて、また医療の現場の方々からも積極的にこれを推進しようというような意見がある反面、実際現場での事務医療の崩壊につながるというような非常に強い危機意識を持った発言等が見られる。

そういうことからすると、特区提案というかたちで北海道が提案をして、もし認められたとしても実際の医療現場がそれでうまく機能するかというところに関しては、我われが検証していないところなので、これは我われとしてもやはり慎重にならざるをえない。やはり医療というのは人間の生命を扱うような現場、その中で比較的症状が安定しているとはいえ、万が一のことを考えるとそのリスクからすれば特区提案するというのは慎重にするべきではないかというふうに考えます。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

対応方法としては、結論から言えばこれでよろしいのかなということです。少なくともモデル実証というのでしょうか、調査研究を早急に進めるという姿勢が示されておりますので、その結果を見て診療看護師については判断してよろしいのかと。

特定看護師については、もう既に動き出しているといいますか、かなりこちらのほうは相当程度国としても認めていいという方向にあるのかなという気もいたしますので、ちょっとそちらのほうの動きを見てからということで結構だと思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では結論といたしましては、今回の第5回の答申に盛り込むということは難しいかという感じはいたしますけれども、継続審議というようななかたちで、我われの言い方でいえば本棚に一旦移すということで了解いただければというふうに思います。

国の中でどういう結論が出るのか、あるいは関連する団体、国レベルと地方レベル、あるいは団体の中でも若干ニュアンスは違うというようなこともありますけれども、この特区提案委員会というのは、第一義的には提案者の意向を十分に尊重しながらということですので、状況を見ながら必要あればもう少し踏み込んだかたちで改めて提案する機会をうかがいたいというふうに思います。

それまでの間どういうかたちで国の答申が出てくるのか、現場では、特定看護師はどのような受けとめ方をされるのか、そのようなところも慎重に見極めていくというようななかたちで先生方のご了解をいただきておきたいというふうに思います。

それでは次に説明をさせていただきたいと思うのですが 269、今度は上のほうから審議をさせていただきたいと思います。同じように医療関係ということになりますが、「携帯型心電計に関する使用制限緩和」等々、今日審議すべき項目について事務局のほうからそれぞれご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

資料2の1ページに戻っていただきまして 269 番でございます。

前回の委員会で五十嵐委員から在宅でヘルパーさんに心電図測定をしてもらいたいけれども規制されて困っているというような方の声を拾ってもらいたいとのお話がございましたので、介護福祉士会とホームヘルプサービス協会に出向きましてお話を伺ってまいりました。まずそのヒアリングの結果についてご説明をさせていただきます。

(事務局)

それでは、失礼いたします。事務局の内藤と申します。

私のほうで介護職員の業務拡大に関する関係者ヒアリングをさせていただきましたので、資料3の41ページをご覧いただきたいと思います。

前回の委員会におきまして介護の現場において携帯型心電計を含めてどのようなニーズがあり、どのような点で困っているのかということを知りたいというお話がございましたので、施設2カ所を訪問しお話を伺ってまいりました。

最初に A 介護ヘルパーステーションとしてございますが、北海道ホームヘルプサービス協議会の役員をされている所長さんにお話を伺いました。

まず携帯型心電計のニーズについてです。実際には、特に聞いたことはないということですけれども、今後北海道で遠隔医療が進展していくばそういったニーズが今後表れるかもしれませんということでございました。

尚、介護職員の業務範囲に関しましてもいろいろとお話を聞いてまいりました。まず訪問介護における介護ヘルパーの痰の吸引等につきましては、厚生労働省の通知に沿って本人の文書による同意を取って対応しておられまして、実施するにあたってはヘルパーの方は主治医や看護師から直接指導や研修を受けているということでございました。ただ継続的なフォローアップ体制を確保することが重要なので、なかなかその各事業所レベルで対応するというのは大変なので、法的な研修制度を整備してほしいというお話もございました。

また痰の吸引以外で胃ろうによる経管栄養のように現行の中でも家族の方であれば問題なくできて、一方ヘルパーではできないという行為については、在宅でもできるように見直してもよいのではないかというご意見もいただきました。

その他、痰の吸引や経管栄養以外でも介護ヘルパーの方に対して利用者の方からやってほしいというニーズが高い行為といたしましては、糖尿病をもった方へのインシュリン注射でありますとか、人工肛門をされている方のパウチの取替えなどがあるというお話も聞いてございます。

尚、訪問看護師の関係につきましては、介護のためにヘルパーの方は毎日でも在宅のほうに入りますけれども、なかなか訪問看護師の方は、療養が必要なときにしか入らないので、また24時間体制でもないということでヘルパーと看護師の連携や役割分担は重要だけれども、今後その責任の範囲も含めてもっともっと関係者間で話し合っていかなければいけないのでないかというようなご意見もいただいたところでございます。

次にBディサービスセンターとしてございますが、北海道介護福祉士会の役員をされております所長さんにお話を伺ってまいりました。

まず携帯型心電計のニーズにつきましては、睡眠中、あるいは食事中も装着して心電図を測定するポータブル心電計、いわゆるホルター心電図、こちらの装着のサポートをすることはございますが、今回の提案にあるような携帯型心電計のニーズというのは、こちらも特に聞いたことはないというようなことでした。

尚、携帯型心電計の装着につきましては、本人の意志で装着するのを手伝ってあげるぐらいであれば医行為には該当しないのではないかというご意見もいただきました。また介護職員の業務範囲に関しましては、医行為の範囲に入るか明確ではない行為については、協力していただいているお医者様と相談しながら対応しているということでございました。

また、介護福祉士自体は、介護が必要な方の生活を支援するというのが本来の役割であるので、生活の場に医行為に該当するものが入ってくるとしてもあくまで生活支援の一環として考えるべきではないかと。またそれを実際にするかしないかというのは現場の管理職員や利用者が同意して決める事になるというご意見をいただきました。

尚、お伺いしたデイサービスセンターのほうでは、痰の吸引につきましては、併設の特別養護老人ホームで看護師の方が行うこととしているということでございました。

以上、簡単ではございますがヒアリング結果でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に関しましてご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ちょっと確認なのですが、今事務局の説明の中では、介護職員等の痰の吸引等についての現場でのヒアリングということについて今の説明の中ではかなりの部分を占めたのだと思うのです。今回ここで提案になっている部分というのは、携帯型心電計使用に関する使用制限緩和というようなことで上がっていると思うのですが、ここについての資料というのはどのあたりに出ているのでしょうか。

(事務局)

ただ今の説明のほうではごく簡単にしか触れさせていただかなかつたのですけれども、両方の施設に行った際に今回の提案内容についてのご説明をし、ご意見をいただいたところでございます。

ただ、実際問題、携帯型心電計ということについては、両施設ともそういうのは利用されているのだろうかというような反応でございました。

一方で前回の検討委員会の中でも、従前から話題になっておりました介護職員の業務拡大の話もございましたので、そちらのほうの話を聞きましたら、そちらについてはかなり両方とも問題意識を持ってお話をされたというのが概ねの実情でございます。

(五十嵐副会長)

何か状況がよくわかりましたといいますか、結局この提案者がおっしゃっているように、きっとこの携帯型心電計というのは、利便性はデータが送られるというところにあるので、遠隔医療と結びついていないとあまり意味がないのですよね。

そうすると、ここでいっている使用するということは、ここでお答えいただいたように装着は問題ないのであっても使用するという意味は何だろうということを今改めて思ったのです。装着を手伝うことは、服を着せることと同じですから付けることはできるのでしょうかけれども、何かそれを計測するために計測器械そのものをセットするということは医行為に当たるというので、そこの緩和をお願いしたいということですね。

なかなかニーズがないと言われてしまうとつらいところがあつて、タマゴが先かニワトリが先かというようなところが若干あるのかかもしれません。これができないから遠隔医療ができていないのだとは思われなくて、やはり全体の遠隔医療をやっていくための仕組み

とか、あるいはいろいろな技術進歩というものと、それから地域での理解がないと進まないという気もいたしましたので、これひとつ提案をしてもどうなのかなという疑問をちょっと思っています。

それから、改めて聞いていただきました介護職員の業務拡大についても、前のときもこの業務だけをというのではなくて、特区として提案するのであれば今の制度で問題がないのは、その本人の同意を得ていてきちんと研修を受けている方についてはできるということに今もなっているわけです。そこに差があるということが問題であるということを指摘しましたので、そちらのほうであれば道として仕組みをつくるのだということは、特区としてはなじむのかなと思うのですけれども、それはちょっとこの提案とは違いますので省いておいても、ついでに聞いていただいて恐縮ですが、今回はこの提案とは違う話でしたので、議論の対象にはならなかつたかなというふうに思っています。

この携帯型心電計というのは、ちょっと弱い気がするのですけれども。

(井上会長)

宮田さん、どうぞ。

(宮田委員)

どうも遅くなりまして。

一番最初にこれが出てきたときにも申し上げたと思うのですけれども、携帯型心電計についてのことではなくて、携帯型の心電計ですかいろいろな計測機器などが出てくるときに、そういうものを装着して、ですから会長が言うとおり遠隔医療ですか医療ネットワークですかいろいろ規制されている、読み取っている内容ですよ、心電計の話でメインできているように見えますが、そうではなくて、そういう新しい機器などを北海道が遠隔医療ですか地域の病診連携の中でそういうデータを、北海道の中は広域ですから、そういうところでの規制を取ることによって、もう少し田舎のほうで受けられない検査ですかいろいろなものも含め、電送でこのようなことができるようなものを率先してやるのかどうかということのニーズを読み取らなければ、この心電計についてのヒアリングではないと思うのです。

だからその他にもいろいろな機器でそういうものを装着してデータを取れたらもっと早く診断ができたり、診断に導けるようなそういう機器があるのであればそれを装着してもらう、手伝いをする。

これは医行為とそうではない生活の支援ということでの介護者のことを入れるとそういうことになってしまふのですけれども、読み取りとしてはそのようなことを、医療の先進地域として北海道を位置づける意味でこういったものの規制の緩和をしていくことが可能かどうかということを議論して、携帯型心電計の特区の話をしてもしょうがないではないですか。そういうことではないはずなのです。

そうですよね。

(五十嵐副会長)

そういうことです。

(井上会長)

河西先生、どうぞ。

(河西委員)

こういったニーズの聞き取りに関して言えば、非常に先端的で先進的でまだほとんどの方が実体験していないものを、ニーズはありますかと聞いてもなかなかニーズがありますと言ってくれないわけですよね。

ここで我わがが検討すべきなのは、こういった今、宮田委員がおっしゃったような遠隔医療をやったときに、どういったところに問題が出てきて規制に引っかかるか、これを洗い出して、そこに関して我わががどう判断していくかというところが必要なのではないでしょうか。その中にこの携帯型心電計の装着とかそういった問題というのが出てくるわけなのです。

したがって、もし宮田委員がおっしゃるように遠隔医療でこの北海道を先進的な地域にしていくのであれば、現場のニーズを聞くというのは確かに大切なアプローチの仕方なのですけれども、そうではなくて遠隔医療をやったときにどういう問題が起こってくるのか、そして規制緩和とどう関わっていくかといったような視点での考察というのも必要ではないかというふうに思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

その他ご意見いかがでしょうか。

(事務局)

36回目の委員会で遠隔医療における課題を探ったほうがいいということになりましたので、いろいろ課題を探させていただいて前回の37回の委員会でご報告をいたしました。

結論といたしましては、遠隔医療について、法の規制について困っているところはない。

財政的な部分で、要するにお金がないので十分な器械を買えないとか、現実に困っているのはそういう分野です。それでなおかつ器械が買ったとしても受診を支える人的サポート体制、これがやはり充実しないといいくら遠隔医療の器械を買ってもサポートする人たちの手が回らなければ十分な活用はできないですねというところで、在宅患者に対し介護職員が行うことができる業務の拡大について検討を進めていきましょうということになった

というふうに認識しております。

(井上会長)

今出ている議論というのは、扱いが少し難しくなってきてているのだろうと思うのですが、要するに、資料2の最初のページにあるように、第36回提案検討委員会での検討というのは、今改めて宮田委員のところから出ましたけれども、携帯型心電計の使用に限らず遠隔医療など情報通信ネットワークを活用した医療情報ネットワークを構築する観点から議論を進めていったらどうかということで、今宮田委員のほうから出たのは限りなくこのところの繰り返し、強調だったと思うのです。

そして今日の説明等々も含めていうと、若干この部分から離れてしまっていて、たとえば痰の吸引のところですとか、あるいは携帯型の心電計の扱いというようなところにきているので、もう少し議論というのは36回のところの原点に戻って整理したほうがいいのではないかというような議論だと思うのです。

あとは、やはり現場というところを考え合わせると、この提案者の方がどのような意味合いで出されてきたのか若干読みにくくなっているのは事実です。たとえば、同じ資料の中なのですが、「心電計について使用できるようにする」というのは、どこまでを指しているのか。つまり心電計を装着するところまで、そして外すところまでのところでは、これは自分でできる人はいいのだけれどもできなければ、これは触らせて、そしてヘルパーや看護職員にやってもらったりすればいいのではないか、そこまではいいのではないかというふうに言われているのかということです。

この「実現するために考えられる手法」というところに書いてあるのは、心電図検査について医行為に当たらないというふうになってきていて、今度はここで「検査」というところ、心電計を使っての検査というところまで踏み込んでいくと、これは何をもって検査というのか。このところが見えてこないと医療行為に当たる、あるいは当たらない。現状では当たるのだけれども、これぐらいのことは許されるのではないか、許してもいいのではないかということで国に提案していくのかということ。このところも若干細かい議論になってくると見えにくい。

ただもう一度原点の原点に戻ってくると、このところで特区提案として上がってきているのが269「携帯型心電計に関する使用制限緩和」というかたちになっているので、そのところだけ扱ってどういう判断をするのか。あるいは、これをきっかけにしてもう少し、先程あったように「遠隔医療など情報通信ネットワークを活用した医療情報ネットワーク」というようなところをどう発展させていくか。特に北海道という地域では非常に大事なことになっていますので、このところを扱っていく。そのあたりのところの見極めが大切なかなというふうに思います。

だから269の提案そのものであれば、これはニーズがどこにあるのかというようなところから始まってきて、そして実際に先程言ったように検査とか、どこまでが現行でできて

いて、どこまでが現行でできないのかというところがきちんと整理されたり検査というところが整理されたりしていかないと、269だけではいけない。

しかし、もう少し広い範囲で考えてということになると、前回の議論のところの原点、最初に書いてあるところまで戻っていかなければいけない。そうなるとこれは第5回を目指したところの議論ではなくて、もう少し中長期的な視野といいますか、第6回なり第7回というところを目指して整理していく議題になるのかもしれない。そのあたりを含めてご議論いただければと思います。

宮田委員、どうぞ。

(宮田委員)

ありがとうございます。決して私は文句をつけて怒っているわけでも何でもないのですが、声が大きいので。

いろいろお手数をかけているのですけれども、こういうことだと思うのです。

たとえば今民間ですと血を採ってそれをDNA分析すると、ガンになりやすいDNAの情報を取って、その部分を集中的に注意してその病気にならないようにするというキットが送られてくるわけです。キットが送られてきて自分で血を採ってそれを送り返すと分析してくれるのです。

たとえばそのときに、自分でやるのはちょっとわからないからヘルパーさんなりそういった人に採ってくださいと頼んだときには、これは医行為になるのかならないのかというようなことなのです。

要するに、心電計を個人で使ったらいいですよというものをお手伝いして採ったら医行為になってしまふのかならないのかというのと同じで、そのキットですとかそういったものでも、たとえば北大の医学部ですか札医大でそういった分析をしますよというビジネスがはじまったときに、それが北海道ではいいのですと。ただ、送られたときにヘルパーさんがそれを個人の承認を取って手伝ってあげるというのは医行為ではなくて個人の意志の支援なのだというかたちにして積極的にそういうものを受け付けますよというようなことです。

とにかく新しい医療ですか検査というものを受け付ける。そしてそれが電送されるネットワークがこのように確立されて、それを使うことができる地域だということによって、先程のお話の通り予算がないのだけれどもそういうことが認められる地域だということになると、医療機器メーカーですか情報通信企業などが先進的なモデル事業にもってくるですとか、北海道でそのような事業を実証実験するとか、まさにそういったものを呼び水にするのが規制緩和であり道州制特区の検討だと思っているのです。

ですから、ここで読み取らなければいけないのは、そういった心電計で出てきてそういったものが使えることになったら、心臓病の早期発見や適切な治療を早く執り行うができるのではないか。読み直すと、たとえばそれが糖尿病の検査ですか、あるいはガ

ンの検査ですかDNAの検査、そういうことを緩和することによっていち早く治療などに当たられるような、ある意味、医療特区的な要素を北海道が持てるのか持てないのかということを読み取れば、そういうことを検討したほうが、特区として出すとすれば良い提案になるのではないか。

ですから5回目の答申には間に合わないと思いますけれども、そういう検討をされたほうがいいと思います。

今検討して心電計の特区になりましたというのは、これは絶対におかしな話ですよね。どうやっても、みなさんも調べていておかしな話で、そうではないところの観点で掘り下げたほうがこのアイディアは生きるのではないかというふうに思います。このような意見です。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。五十嵐さんどうぞ。

(五十嵐副会長)

技術的な問題ではないような気がするのですけれども、概要のところで携帯型心電計を使えるようにするということが目的のように読めてしまったのですが、今の、我われの委員会としては、この方の提案は「心臓病の早期発見・適切な治療、遠隔地に住む方たちにとっても心臓病の早期発見や適切な治療を行うための・・・」という、そこがたぶん頭にあるともっと我われとしてもストンと理解できるのかなと思います。

遠隔における検査の方法を、情報通信ネットワークを使って行うためにどうしたらよいかということを考えたときに、やはり出てくるのは、使用するというのは、この資料の40ページになりますけれども、装着するだけではなくて結局使用するということは、それで何らかの操作をするわけです。だから薬を飲ませることは医行為になりますけれども渡すことは医行為ではないとか、非常に細かいことですけれども、付けることは医行為ではないけれども、そこに何か装置のスイッチを入れたりスイッチを合わせるということが医行為になるということですね。

だから、やはりそのところが最後のところでネックがどこかに出てくる。そういうものを緩和するためには、そのためにという順番でいくと、そのためには毎日行くヘルパーさんがある一定の研修を受けていればできるのですよということは、ひとつは出てくるのですけれども、そういう組み立ての読み取りと我われの委員会としてはそういうやり方でもいいのかなというふうに思います。

(井上会長)

ありがとうございます。その他どうでしょうか。

これは、1点確認なのですが、40ページのEというところが今後目指すべき方向だらうと、あるいは現実に「遠隔医療」というかたちで行われている部分だと思うのです。

こここのところで医療行為に当たるというふうになっているけれども、この説明のところで「介護福祉の患者への使用は医行為」というので(診療の補助)というのは、具体的にどんなことを指すのですか、だめだというのは。

これは心電図で検査というのは、これは何らかのかたちでネットだとか、心電図そのもののというのはネットか何かで医者のところに送られるわけですよね。そのことについて判断することが検査ではないのですか。スイッチを入れることも検査になるわけですか。

(事務局)

そういったことも医行為に入るという解釈です。

(井上会長)

自分でやればいいわけですよね。

(五十嵐副会長)

自分でやれば医行為ではないのです。人がやるのは医行為なのです。

(井上会長)

それは、データが、要するに違ったデータ、正確にデータが取れないとか、データが装着のし具合によって間違うかもしれない。そういうことなのですね。しかしそれは本人がやっても同じですよね。

(五十嵐副会長)

そうなのです。

(竹田委員)

本人がやれば自己満足といいますか、自己責任の問題ですよね。

ご本人がやればそれは別に医行為という範囲ではなくて、あくまでご自分の行為ということですから、医行為という判断の以前の問題だという気がするのですけれども。

(井上会長)

ここでここまで議論が拡張するとあれなのでもうやめますが、要するに、たとえば宮田さんが言っていたように今でも、たとえば血液検査ですとか、あるいはその他、便などもそうですし、あるいは喀痰の検査などというのは、たぶんキットを送ってきて、そして針を射して血を出して、それにセンサーか何かついていて封筒に入れてたぶん送り返すのだ

と思うのです。これは、ちょっと私は手が痛いからあなたやってよと、配偶者にやらせた。

そして、その人がいないから今度は第三者である介護士にやらせた。ここになると今度はだめになった。

それは現場の患者さんといいますか、その検査を受けようとする人、ここだったら心臓が元々弱いという人にとってみれば非常に深刻な問題ですよね。自分はもう寝たきりですし、第一自分で尿も採れない。

(事務局)

訪問看護師さんだったらできるのです。

(井上会長)

訪問看護師だったらできる。しかし介護福祉士だったらできない。看護師ではできて介護福祉士ではできないというこの境界線は何ですか。

(五十嵐副会長)

それは、看護師は国家資格として医療をする人ですから。

(事務局)

それは、保助看法で診療課目が決まっていまして、それはそういうことをやりますというふうになっています。介護職員は、そういう医行為については、経管栄養ですとか痰の吸引の部分について今医行為とは異質のようなかたちになっていますけれども、そもそも介護職員の業務の中には医行為というのは入っていないのです。そういうことがありますので、そこには訪問看護師はできますけれども介護福祉士ですとかヘルパーさんはできないという、きっちりその部分は線が引かれているというのが制度設計として現行法ではそのようになっているということです。

(井上会長)

いや、それはわかりました。もうやめると言っているのであとひとつだけ。

それは、要するに法律がそうですし、そしてどこまでが医行為であって、その間の部分は誰がどういう資格がないとできないかというのはわかります。それだったらここで我わが特区提案のところで議論する必要は全くないわけです。それで不自由を感じている人がいて、そのことによって救われる命を救いたいという可能性のある人たちもいて、その人たちというのが私たちが提案を受け付けた人たちなのです。

その人たちが不便でどうしようもないからもう少し法律の壁というのを、要するに一步前に押し出すことができないのかどうかということで、この人がどういう方が私は知りませんけれども、そういう人たちがある種の救いを求めて出てきているというふうに考えら

れるのが特区提案ではないのですか。

だからできないものはできない、できないものはできないというふうに言つていれば、要するにこういう特区提案をやつてはいることに意味自体が何もないのではないか。

(五十嵐副会長)

その通りです。

(井上会長)

これはどうしましょうか。

(事務局)

それは会長のおっしゃる通りですけれども、実際に携帯型の心電計というのは、遠隔医療も含めて実際にそのようなニーズがあるのだということについて少し見極めたほうがいいということで先程私どものほうから説明をさせていただきました。実際にヘルパーステーション、あるいはデイサービスセンターのほうでは、そういったようなことというのはあまりないというようなことがあります。

それはいろいろな現場があろうかと思いますけれども、それを全道的に考えたときに普通協会の役員をやつている方ですからそれは遠隔だとかなにかといったときになかなか現実的には今の段階ではニーズがない。それは、21ページの一番上のほうに「遠隔医療の進展については今後の意味があるかもしれない」ということで、なかなか今の段階では現実的には難しいのではないかというのが、大変申し訳ございませんが事務局からの押さえてございます。

(井上会長)

どうですか五十嵐さん。

(五十嵐副会長)

だから出てきたということは、きっと1人でもいるのです。たぶん1人か2人かもしれないのですけれどもいらっしゃるからたぶん出てきたと思うのです。ニーズを聞いてくださいというのはそういう意味だったのですけれども、たぶんいるのだろうと。ただそれほど多くないということは事実としてあるのかというふうにひとつ思います。

それから特区提案としてこれを出すのは、もうひとつ理屈で言えば、それは看護師さんの業界で訪問看護を増やせばいいという話なのです。でも訪問看護というのはそれだけ単価が高いので、それは医療費の圧迫になりますので、ひいては要するに、このことはできる、できないというのは法律の決まりはその通りですし、その法律に基づいて看護学校というのはそういう教育をしているわけですし、介護福祉士の学校もそういう教育をしてい

て、介護福祉士の学校では医行為については教えていないわけです。

ただ、現状なぜこういう問題が出てきたかというと、そういうニーズが確かに増えたということ。

もうひとつは財政問題があつて、訪問看護をそれだけ増やせるかというと、訪問看護を増やせばそれだけ医療費がかさみますます財政を圧迫する。かつこれほどの軽微な、今となってはほとんど軽微な医療行為については看護師の資格がなくてもある程度スキルを持った介護福祉士がやってもいいのではないかという議論も出てきた。

それは高度な知識を持った人たちはより高度な医療に当たるべきであつて、いわばこういう医行為になるのかどうかという境界線、非常にグレーなゾーンについては、介護福祉士を教育して、その人たちができるようにしたほうが社会全般にとってもコスト的にもよいだろうと。それから身近にいる人たちもできるというかたちになってくるだろうというところでこういう議論が出てきて、それは厚労省の中でもやっていますし、こういう特区提案にも何度も出ています。

ところが1回決まった法律は、なかなか崩せなくて、常にどこから風穴を開けるのかなと考えているわけです。真正面から介護福祉士といったらダメだと。そうであれば、ここで宮田さんのおっしゃる通りで、北海道というこの地域にふさわしい特区提案というのは何かを考えると「遠隔医療」というところからスタートすると、これはもしかしたら一点突破できるかもしれないという感じがします。

ですので、ここを引っくり返してといったのはそういう意味で、その中に携帯型の心電計もあるかもしれないし、血液検査はいいかどうかわかりませんけれども、そういうものを洗い出したときにどんなものがあるだろうかと。たとえばそういう検討する権限というだけでも、そんな権限は勝手にやれという話になってしまふかもしれませんけれども、そういうものを1つでも2つでも3つでも見つけていくとそれがつながって、北海道らしい遠隔医療とか遠隔の検査ができる北海道というものをつくるのだという特区提案に結びつくだろうという、そういうことは私も大賛成ですので、そういう提案の方向に持っていくいかということです。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

今五十嵐副会長がまとめられた方向で少し整理をして、これは今の段階で5回答申に盛り込みますということ、あるいは本棚に入れるということの仕分けというのは、今日の段階ではしておきませんけれども、少し検討して今日の議論を整理していただければというふうに思います。

この方の具体的な提案についてもう少し詳しくわかればありがたいと思うのです。これは、ご本人なのでしょうか。ここで論議をしても、また時間を取りますので。

ニーズがない。これは施設等々で聞いてきていただいたということはありがたいと思うのですが、道民の1人の方がこうやって正式なルールを通じて提案をされたということは軽々に扱うべきでは当然ないわけです。五十嵐副会長の話を中心にしながら整理していくということで。

(事務局)

39ページと40ページのところに、前回にもお付けした資料でございますけれども、遠隔医療を想定して、遠隔医療でどこが今、いわゆる一般的にもその部分は介護福祉士が、遠隔医療でなくともそこに関与はできないという部分にも該当するわけですけれども、遠隔医療のシステムに置き換えたときにも、結局40ページのEの部分、在宅患者が自ら使用する場合についてはいいのですけれども、結果的にそれを、たとえば携帯型心電計を前提にした場合ですが、介護福祉士が使用を補助するというようなことになると診療行為に当たるということでできないということでございます。

39ページの部分には、遠隔診療についてのいろいろな定義ですか、いろいろ留意事項等も記載しております。今日のご議論をふまえて宮田委員のほうからもお話がございましたけれども、実際に携帯型の心電計以外にどのようなものが現実的に遠隔医療のところであるのかというあたりを少し関係する方々からまた、道医師会さんとか、あるいは3人くらいの先生とか、そういった方々にもお話を聞いて整理をしたいと思います。

それで、1点確認なのでございますけれども、前回の委員会の中では、注2のところの論点整理の対応方法と書いてあるのですが、在宅患者に対するケアとして、介護職員ができる業務の拡大について、携帯型心電計の使用も含めて検討を深めていくというような整理になっているわけです。

もちろん、いわゆる道州制の特区提案としたときには、本道を含めた場合に、いわゆる広域分散型の地域構造ということもあり、遠隔医療ということを東出しにしていくということは、それは結論としてはいいと思うのです。実際に一つひとつの局面の行為で見れば、今介護福祉士の方がやれることというのは、たとえば事実関係整理の部分でいくと、もう既に痰の吸引ですとか経管栄養というのは、一定の場合に特養などでは認められている。では、このようなことも在宅の部分についても認めてもいいのかとか、実際に今回のヒアリングの際には、人工肛門のパウチですとかインシュリンですとか、そういったようなものについてもその部分は、もちろん一定の研修ですとか看護師との連携などということはあるのでしょうか、そのあたりについても拡大してもらいたいという声もあります。そこまで要するに幅としては広げて考えてよろしいのか。そうではなくてあくまで遠隔医療システムに関連してということで、そこでもって横に置いてしまうということなのか、その辺だけ委員会の中で少し確認をしていただければ大変ありがたいと思います。

(井上会長)

今の事務局からの提案については、いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

今回は、遠隔医療というところで入口を絞って、それで検討していただいたほうがよろしいかというふうに私は思います。

というのは、前に介護福祉士は1回やりましたので、もう1回蒸し返すというのはなかなか今回難しいですから、遠隔医療という視点から切ったときということで結構かと思います。

(井上会長)

よろしいですか。

(宮田委員)

遠隔医療ということで切って、そういうところは装着、あるいはキットの使用の支援というの、あえて書かない。

(五十嵐副会長)

遠隔医療のときに何が必要かというのは、もう少し洗い出してみないと、むしろこれだけではないかも知れない。

だから遠隔医療で切ったときに必要な行為というのが、結果としてこれしかないのでないと思うのですけれども、結局それ以降いただいたときに、では次も同じような特区でとか、遠隔医療でこれができないからできないのではなくて、もうひとつもしかしたら違うものがあって、もう1回改めて特区提案というのは大変なので、遠隔医療で切ったときに何ができないかということを、何が今ネックかをもう1回あげさせてみて、そのことを特区提案として出すという。遠隔医療の心電図だけではなくて。

(事務局)

何度も事務局で申し訳ないのですが、今五十嵐副会長が言われた遠隔医療に伴って要するにできないというあたりの部分については、心電計だけの問題ではなくて、おそらくたぶん他にもあると思うのです。今宮田委員のほうから言わされたようにキットの問題とかいろいろあると思うのです。結局40ページのEのようななかたちになると思うのです。

そうすると、その部分を病院との関連でいくときに、通信システムの部分を取って左側の部分だけ見ると、結局Bの在宅患者が自ら使用する場合についてはよくて、いわゆる介護福祉士に使用補助か何かをお願いする場合はだめだというような遠隔のシステム以前の問題としてその部分で終わってしまうのです。そうであれば遠隔システムを含めてそういう軽微な部分は、本道の場合医師不足でもありますから、では少なくとも先程の特定

看護師の関係でも、特定看護師になるかどうかは別にして看護師の診療補助の範囲の拡大というのをやっているわけですから、一方では介護職員かなにかについて、医行為は別として、研修などで一定の条件を寄与した上で、そこの部分は必ずしも遠隔の医療システムだけに限らず認めていったほうが結果的に本道の保健福祉医療の増進につながるのではないか。こういうストーリーもできるわけです。そういう思いもございまして遠隔システムだけで見ているのですかという部分で一応どうなのでしょうかということで。

(五十嵐副会長)

忸怩たる思いがあつてそれはまさにおっしゃる通りなのです。だから前にもそれはやろうとしていて、介護福祉士の範囲を広げると、医療行為拡大ということを打ち出したらそこでもう道の中でも上がつていかないわけです。医師会も看護協会もこぞって反対でしたので。だからここをもう1回蒸し返すと同じ議論になつてしまふ。

(宮田委員)

だから遠隔医療、遠隔診断、そういった遠隔検査などというこの中に限つての行為としての補助のエリアを区切つていこうということですよね。

(五十嵐副委員長)

そうですね、今回。今回というか、第5回というのではなくて、第5回には間に合わない可能性が高いということです。

(宮田委員)

遠隔診断・遠隔医療に関わるその補助的なもの、一部はそれを含める。たとえば今の、要するに正面からやると結構な抵抗にあつて、ずっと昔に出したときには、結局必要ないと言われてしまったのです。できないと。

(五十嵐副会長)

できない、道提案にもならなかつたです。

(河西委員)

今回こういった遠隔システムということを入れたEのタイプにすることによって、実際にインシュリンを打つたりなどもできるようになるのではないですかというのが、たぶん宮田さんのご意見だと思います。

(事務局)

委員会の中で言われていることはよくわかるのですが、つなぎになりますけれども資料

の 53 ページをちょっと見ていただいてよろしいでしょうか。

先程の特定看護師の関係でいったときに日本医師会と看護協会のほうの診療部分の拡大と特定看護師の制度化の関係についての見解がよせられていたのですけれども、今度は、要するにいわゆる介護職員による痰の吸引ですとか胃ろう処置の解禁等ということなのですけれども、53 ページの一番下のほうに「日本医師会の見解」ということで出ています。法的に整理を行った上で、「医行為」ではないと明確に示される行為について、必要な研修を受け、認められた介護職員が行うことには、問題はないと考える。しかし、法的に認められた医療職種以外の者が「医行為」を実施することは容認できない。これは当然のことです。

日本看護協会のほうでは、委員として出席した理事から原則は医師、看護師が実施する行為だが、介護職員がやらざるを得ない状況である以上、それは現実的にそのようになっている部分がございます。安全上の観点からの慎重な議論が必要と安全体制の構築の必要性を強調したいということです。

ここは、少なくとも研修ですとかそういったことについてきっちりやればいいというような流れにもなっておりますので、そういうことを考えますと遠隔医療の部分を、そこは要するに提案としたときに明確的に根拠はないのだというのはいいのですが、もう世の中がそこまで、経管栄養ですとか痰の吸引の部分でいったときに認めるような方向が、実は看護職員でも医行為の部分としてやるという流れになっていますので、そうであるならばその辺についても合わせて提案してもよろしいのかなと。事務局ではそのようなことで考えていたのですけれども。

(井上会長)

竹田委員、どうぞ。

(竹田委員)

確認も含めて、おそらくそれをすべきだろうということだと思うのです。ただ、それを真正面からいようと医師会、看護師協会、いろいろな障害が出てくるので、そうではなくて遠隔医療をやる際には、そういう補助的な業務をやってくれる人が絶対に必要です。たとえば、それをつけてくれたりとか。それは遠隔医療の際には医行為ではないということにしましょう、というような内容をつくればいいのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

(事務局)

遠隔の場合には、検査ですかそういったイメージをしていたのですけれども。

(井上会長)

検査というとどこからどこまでが検査なのですか。

つまり、たとえば採尿するとか採血するというところから検査は始まっている。

(事務局)

検査のための採血であればそうなっていますよね。

(井上会長)

それは間違いなくそうなのですね。

(事務局)

今、身体障害者協会とか重症身障障害者を守る会などが要望しているのは、検査というよりも患者の身の回りのことなのです。

(井上会長)

だから、今、話の途中かもしれません、そのあたりのところを整理してもらって、それを今度は、たとえば介護福祉士の業務の範囲の拡大、医療行為ではないもの、医療行為として外すというわけにはいかないですか。

(事務局)

いや、それはできます。ただ遠隔医療にした場合、どこまでそれをピックアップできるのかということです。

(井上会長)

私の理解は、宮田さんなどが言われた遠隔医療の問題についてはもう少し幅広い視点で少し時間をかけて事例を集めていくということで先程の話は結論が出ているのかというふうに理解しているのです。

だからこれはたとえば、心電計だったら心電計、最終的には遠隔医療の一翼を担うのかもしれないけれども、少なくとも今ここにきているものというのは、とにかく検査そのものではなくて、たとえば採血をするとか採尿するとか、あるいは心電計をつけてそしてスイッチを入れてあげるというようなところまで医行為としてやってはいけないということについては、これから時代変わっていかないのではないかということで、こここの部分だけ洗い出して研修を受けたりそういうことをすることによって介護福祉士にやってもらうというような方向では進めていけないですか。

遠隔医療というのは、これは時間がかかります。遠隔医療のこここのところを整理していくというのは。

だから第5回の提案にというのは、そこまで入れていくと抱き合いでいくと時間がな

いので、第5回というのは少し、医行為というふうに厳密に言うとまとまりがないのではないかと。

これから時代というのは、北海道では確実にそうなっていきますよね。

長くなっていますません。

(事務局)

ですから、その部分は、先程からお願いしているのは、要するに遠隔医療の部分というのは、会長がおっしゃるように実態の部分を含めたときに時間がかかりますので、そうではなくて現実に我わがヒアリングをしている部分でいったときに、もう不具合になっている部分があるわけです。国の段階では、確実にそこは介護職員の業務拡大という部分は、日本医師会も明確にその部分は切り分ければそれはそれでいいということになりますから、ではなくとも経管栄養ですか痰の吸引の部分については、今は施設では認められています。ただ、在宅の部分ですか、人工肛門とか、パウチの取替えですか、そのようなものを我われも聞いてきているわけです。その部分だけでも第5回目の提案にして、遠隔医療についてはもう少しその辺については実態論があるかも含めてその部分は、いろいろ中央答申からもそれはある部分は、検査のハードの部分だというふうに思うのですけれども、それはどういうかたちになっているかというのは実際もう少し調べてみたいと。

今日の資料の中でも遠隔医療の部分でいろいろな慢性疾患患者の部分は遠隔治療を適正にし、認められる部分で、在宅酸素療法を行っている患者さんとかいろいろ出ていますけれども、そのあたりはどういうかたちになるのか、そこはデータも含めて時間をかけて整理をさせていただきたいと思います。

そういう方向でよろしいですか。

(井上会長)

よろしいですか。

いろいろなかたちで広がっていくのだろうと思いますけれども、現場の方が少し安心できるようなかたちで進めていくことを検討していくということで。

どのように時間がかかるかわからないけれども、遠隔医療全体まで、こちらの部分とこちらの部分を抱き合わせにしてというと、時間がいくらあっても足りないので、とりあえず今事務局のほうでまとめられましたけれども、そちらの今不自由されている部分を中心にして類似のものがあるのかないのか。あればそれらも抱き合わせにして一度ぶつけていこうではないかということ。これで整理していただけますか。

(事務局)

その辺につきましては、改めて関係する団体がいろいろございますので、今日の委員会

で方向を確認できましたから、その類似の、今会長がおっしゃったようなことで他に何があるのか、おそらくそういう視点でお尋ねするということもあるという話が出てくるかもしれませんので、それができればバッティングしたかたちで提案できれば一番望ましいのではないかと思いますので、その辺はまたしっかり協会のほうともお話をさせていただきたいと思います。

(河西委員)

ちょっと確認があります。

今回特区提案に関していえば、遠隔システムというキーワードを前面に出さなくとも、少なくとも今回聞き取り調査の中で出てきたようなニーズ、ここに関わる課題、そしてそれに関わる規制に関しては緩和というような判断から今のような戦術でやっていくということなのですね。

(事務局)

そうでございます。

(井上会長)

可能なのかどうかというのはわからないけれども。

(事務局)

世の中の動きとすればこちらのほうのペーパーに書いていますけれども、17年の段階で医行為に当たらないと思うのは、少なくとも体温測定、血圧測定、軽微な傷の処置、爪切り。今年の4月から特別養護老人ホーム等においては、それは最終的に医師・看護師さんのはうで判断されるわけですけれども、経管栄養ですとか痰の吸引については一定の要するに観察などについては介護職員がやっていいというような流れになってきていますので、少なくともそういった同じような類型のものについて出すときに、それは検討のまな板には事務局としては上がるだろうと、こういう認識の下で作業を進めたいというふうに思っております。

(井上会長)

できない、できないのではなくて、できるようにするためにはどうするかという意味では、これは局長を批判しているわけではなくて、そもそも痰の吸引だってそうです。五十嵐さんも言われたけれども、上にあがっていかないのです。そのようにここでモタモタしてつぶしてしまったあとに国がやりますといったら同じようにやらざるをえなくなってくる。そうすると北海道はいったい何をやっているのだという話になるわけです。

やはり現場の人、そして本当に患者だったら患者の方、その立場に立ってまとめられ

るといいかもしませんね。

(事務局)

そうですね。おっしゃる通りです。

(井上会長)

誰がどうやってつぶしたのかということは議事録を見ればわかるわけですから。逆に私がつぶしたわけではないですけれども。

(事務局)

先程の繰り返しで恐縮でございますけれども、しっかりとその辺については現場の、あるいは業界の方々からのお話を聞いた上で整理して、次回の委員会でお出ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(井上会長)

審議により、次の案件について説明をいただきます。

(事務局)

資料2の3ページでございます。274番でございます。

この提案は、コンビニでふるさと納税を可能にするという提案でございます。

これは、道内の自治体からの提案でございます。北海道市長会に伺っていろいろお話しした際に、市長会としても平成20年からコンビニ等で寄付金の収納ができるようにしてほしいという、この提案と同様の内容の要請を国ほうに行っているということでございます。

お時間もなくなつたので要點をかいづまんでご説明させていただきます。
資料3の63ページをご覧いただきたいのですが、事務局で調査をいたしましたところ、平成21年に大阪府箕面市がこの提案と同様の内容で構造改革特区へ提案を行つてございまして、既に国から回答が出されていたことがわかりました。

提案の内容は、本提案と全く同様、ふるさと納税の収納事務を私人に委託できるようにしてほしいというものでございます。

国からの回答が64ページの上のほうにございます。ふるさと納税は、相手方が特定される歳入でございまして、常時徴収するものではないから委託することが経済性の確保の要件に合致しないという内容でございます。したがつて認めないということでございます。箕面市は、国に対して再々検討要請までいたしましたが、国の回答は変わらなかつたということです。

経済性の確保の要件に合致しないとは何を意味するのかということにつきまして今回総

務省に確認をいたしました。国のはうからは、ふるさと納税をコンビニに取り扱わせる場合、取扱い件数が少ないということが想定される。したがって1件当たりの手数料が高額になることから、費用の面で地方公共団体にとってデメリットのはうが大きいという理由であるという回答がありました。

もちろんこれと同じ内容で私どもが国に提案をいたしますと、箕面市への回答と同様の回答が国のはうから示されることになりますので、国に提案する場合には国が認めない理由としてございます経済性の確保の要件をクリアしていかなければならないということになります。

それで経済性の確保をどのようになかたちで示せば国が納得するのかということになりますけれども、事務局といたしましては、まず道内の市町村の声を聞いてみる必要があるのではないかと思ってございます。具体的には、ふるさと納税のコンビニ収納の希望の有無ですか、妥当と思う手数料の額などにつきまして市町村にアンケート調査を行いまして、収納代理業者が何社かございますのでそちらの意向も聞いて、その結果をふまえて本委員会でご検討をいただくということにしてはいかがかというふうに考えてございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

274 番の地方自治の強化というところになりますけれども、「寄付金」取扱いの特例(コンビニでのふるさと納税)ということに関して事務局から説明がありました。

何度かこの場で議論したことですが、ご意見等があつたらお出しいただきたいと思います。

事務局から説明があった通り、この資料3の63ページに、これは大阪の箕面市というところから構造改革特区提案に上がっているものがあります。それに対して省庁からということで、これについては経済性の確保の要件に合致しないと考えるというのがその理由で受け入れられていないということあります。

事務局からの提案ということありましたけれども、これは道内の各市町村にアンケート調査等々をやって、その上で判断をしたい。つまり積極的な賛成というものがなければ国に提案しても同じような理由で経済性はやはり確保されていませんというようなかたちで却下されるということがあるということでした。いかがでしょうか。

これは、私ばかりしゃべっていてはいけないのですが、アンケートを取られたときに本当にこれが通ったら本当にあなたたちはやってくれますねというふうにしておかないと、通ったものの、通せ通せでここで審議をして答申に盛り込んで国に上がっていって国がそこまでということで仮に認められたけれども、実績は1件も上がってこなかつたといったら、これは少しみつともないかたちになります。

これは、当然入ってくる部分と、そしてコンビニに支払わなければいけないシステムの

運用料というようなものを負担しなければいけないので、そのところの採算をよく考えた上で、やはりこういうことを実現してほしいですかということを聞いていただかないとダメなのではないかというふうに思います。

私ばかりしゃべってもいけないので、その他先生方から。

宮田委員、どうぞ。

(宮田委員)

ありがとうございます。

ごめんなさい、ちょっと僕は覚えていなかったのですけれども、5千円を超えた部分の寄付金から5千円を差し引いた金額というのは、5千円は自治体に入るということですか。これはどの部分を控除するのでしたか。

税額の控除でしょう。5万円寄付しました。5千円引かれて4万5千円がその人の所得税と住民税の合計から控除されるということでしょう。そういうことですよね。この寄付金の上限というはあるのでした?ないのですよね。

5千円を引いた額ということだから、要するに5千円が自治体のほうの基礎的な事務手数料金になるのかしら。

5万円寄付しますよね。それで5千円を引いたら残りの金額が、ある一定の割合で控除されるということでしょう。

(井上会長)

ふるさと納税をするときに、今では委任を受けているところの銀行に行ってお金を払わなければいけないのだけれども、そうすると銀行は開いている時間が決められているのになかなか集まるものも集まらないかもしれない。コンビニは夜でも開いているわけだから。

(宮田委員)

いっていることはわかります。コンビニの手数料というのは、この場合はまだ決まっていないわけですよね。

(井上会長)

だからそれはきちんと各自治体で試算をして、そしてメリットがあるなということで私のところはこれが通ったら必ずやりますというところまで詰めてアンケートに答えてもらわないと、結局コストが高くなつて私はやりませんといったら何のためにこれを上げたのかというふうになって笑いものになつてしまつ。

(宮田委員)

概要のところだけ把握したかったのですが、そうすると委託することから外にお金が手数料で出していくということで経済性の要件に合致しない。

自治体は、収納係が1年中そこにいるからそこの銀行の指定した口座に振り込んでもらつたら別に新しいコストはかかるないから経済的であるということなのでしょうか、この場合の経済性に合致しないというのは。

(事務局)

指定された銀行には、そこに持って行ったら手数料は全くかかるないという例もあります。

(井上会長)

金融機関というのは、結局収納すると同時にそのお金がしばらくの間届かないわけです。だからそこで資金量確保のために、たとえば手数料ゼロで受け入れることも可能なのですけれども。

ただ、コンビニの場合は、それは全くないわけだから、素通りしていくわけだから、だから当然手数料は取るでしょうと。その手数料が、要するに変動費的なものなのか固定費的なものなのかよくわからないけれども、そうやっていても寄付金が集まらなければコストばかりかかる。

(宮田委員)

それは、送る人は5万円送りたいわけだけれども、自分の利便性のためにコンビニから送るときの送金料を自分が払うというのは、ありえますよね。

(井上会長)

それはどうなのでしょうか。自分が払うのではないですか。

(宮田委員)

手数料は、銀行から振り込むにしても送金料を自分で払うわけでしょう、200円とか。それを送ったら送る金額を振り込みにしろとお客さんがいっているのかどうかという部分で。

(河西委員)

ちょっとよろしいでしょうか。

この政府からの回答というのは、ロジックとしては欠けている部分があるのです。

すなわち、金融機関ですと9時から3時までしか窓口が開いていないわけです。そこで持って行く。それに対してコンビニは24時間、4倍の時間振り込むチャンスがあるから、それによってふるさと納税が絶対額として増えていく。その部分が欠けていて、ただ単

に収納手数料、コンビニを使った場合は、札幌市などは水道料金だと1回当たり80円コストがかかるのです。

そこで問題なのは、その80円のコストを支払っても、それでふるさと納税が倍とか3倍に増えれば経済効率というのは当然良いわけなのです。ところがその部分をはしょつていて、ただ単に1件当たりの収納代金だけで経済効率がないというような回答の仕方、これは政府の今回の回答に関していえば、ロジックに関しては非常に不適切な回答だとうふうに思います。

ただ、その裏を読むと、もしかしたらふるさと納税がものすごく盛んになって、コンビニを開放することによってふるさと納税がバンバン行われていくと、税の考え方というのは非常に乱れていくといいますか、その住んでいる地域に対して納税をするというような考え方から自分の好きなところに納税できるということになると、そのコストの発生と実際の納税のところが乖離する可能性がある。その部分を恐れてあまりやりたくないのかなというふうに皆さんおっしゃっています。

今回の問題というのは、こういった回答が返ってきた、それに対して違ったかたちでないと出しても同じ回答しか返ってこない。そこをこの委員会で検討するかどうかということですよね。

(宮田委員)

コンビニに手数料がどのくらいになるかというのは聞いていないんですよね。コンビニに聞かないと、要するにコンビニに送金額が5万円とか10万とか10万を超えていたりという中で、その手数料がいくらなのかというのを聞かないとしようがないですね。

(河西委員)

たとえばウェルネットとか、ああいった会社ですよね。

(宮田委員)

コンビニがどのくらいの手数料でやってくれるのか、代行業者がどのくらいで引き受けてくれるのか。

(事務局)

代行業者に関しては、従前にもいいましたけれどもそんなには高くないです。件数にもよりますけれども。

(宮田委員)

そんなには高くないですよね。

(井上会長)

ただ、これは当然河西先生も言われているけれども、国が同じような類似の案件に対してこのようなかたちで経済性の確保の要件に合致しないというふうに回答してきているわけですから、そのところを結局抽象論でいっても最終的に判断できないので、具体的に事務局からいわれているように各市町村なりにアンケート調査等をして、その際には道がコストの計算をするのかどうかは別として、きちんとしたシミュレーションをして、各自治体にこれが認められれば私どもはやっていますというような確たる判断を持って上げてもらう。それをベースにして全部が全部賛成でもないだろうし、反対がなくとも手を挙げないところはほとんどないでしょう。それをベースにしてここで議論をして、上げられるものだったら答申の中に盛り込むということで、そういうことでどうですか。

(河西委員)

すみません、1点質問があります。

3ページに「クレジットカードによる納付」と書いてあります。既に夕張市と小樽市がインターネットでふるさと納税の納付を受け付けている。これを見ると、少なくともクレジットカードの会社に支払う手数料のほうがコンビニ等を使った収納代行業者に支払う手数料より高いはずなのです。こちらが認められていて、なぜコンビニが認められていないのだろうという疑問があります。

少なくともクレジット会社の手数料は、3%から 10%ぐらい取っていますよね、金額に応じて。それに対してコンビニなどでふるさと納税をした場合、たとえば税金と同じような感じでやったとすると、1件当たり 80 円ぐらいですよね。そうすると圧倒的にコストパフォーマンスからいえば確かに、金融機関にふるさと納税で納付をするよりもコンビニエンスストアを使って納付したほうが高くなるけれども、コンビニエンスストアで納付するよりもはるかにクレジットカード決済のほうが高くなる。

そのあたり今回の国からの回答に関しては、論理の一貫性というものが見受けられないような気がします。

(事務局)

お金の部分からいくとそうです。国の回答は、64ページの真ん中のところに書いてございます。要するにクレジット会社の収納委託というのとコンビニ納税とは制度的に違うのです。クレジットカードについては指定代理者による立替払いということでございます。これは法律上できますということです。

(井上会長)

先程まとめたようなかたちで近々に動いていただければというふうに思います。

そういうことで進めていくということで了解いただきたいと思います。

次の案件ですが、ポストバスについてです。

(事務局)

資料2の6ページでございます。281番「ポストバス」でございます。

前回の委員会で井上会長から郵便配送車から一步踏み出て宅配業者などからもヒアリングを行ってほしいというお話がございましたので、宅配業者のところに行ってお話を伺つてまいりました。そのヒアリング結果について簡単にご説明をさせていただきます。

(事務局)

時間の都合もありますのでごく簡単に説明させていただきます。資料3の72ページのほうをご覧いただきたいと思います。

前回、日本郵政さんの方にお話を伺つてまいりましたが、その後宅配業者の大手2社を訪問しお話を伺つてまいりました。

まずA社・B社とございますがA社です。集荷と配達については営業圏から大型トラック、もしくは軽車両を使って集荷・配達に回っているということでございまして、今回提案がありました貨客の同時輸送については、特に宅配の場合でしたら時間指定の配達も多いし、物の配送によってルートも変わってくるということで、使用しているトラックも車両構造上助手席しかないということでなかなか難しいのではないかという話をいただいたところでございます。

一方、2のほうにございますB社でございます。集荷と配達については、ほぼ同様な仕組みになっているところでございます。貨客同時輸送の可能性についても同様の問題点は指摘されたところではあります。

このB社におかれましては、会社の方針として社会貢献活動に熱心でございまして、たとえば地方ごとに独自のエリアを検討しながら、たとえば自治体からの要望を受けてポストの確認を行つて高齢者の在宅安否を確認しているといったようなこともやられているということで、そういった中で人を運んでほしいという話も耳にしたことがあるということです。

今回お邪魔しましてこういった提案をお話ししましたところ、いわゆる過疎地での高齢者向けの新しいサービスとして、会社として何かできることはできないかということを実際に現場を回っているドライバーなどに今回の貨客同時輸送の件も含めましていろいろと話を聞いてみるというお話をいただいたところでございます。

その後再度お伺いしたところでは、現在このB社におかれましては、過疎地におけるいわゆる買い物難民の対策をテーマに会社として自治体にアンケート調査などをされているということでございました。その結果をふまえまして規制緩和などを求めていく事項ができましたら、私ども事務局の方にも提供いただけるということになっているところでございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

今B社のところなのですが、いつ頃その会社の中では意見の集約などをされる予定なのかというような時期については何かお聞きになつたりとか。

(事務局)

前回まいりましたのは7月の頭でございまして、その段階でお中元時期が終わってからということで、それまで待ってくれというふうには言われまして、今8月になりましたものですから、そろそろどんな状況かというところをまたお知らせいただこうかというふうに思っているところでございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

では、ただ今の事務局の説明に関しましてご意見、あるいはご質問等があればお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(河西委員)

すみません、ちょっと質問があります。

イギリスのポストバスというのがありますけれども、これはなぜイギリスの場合は郵便を取り扱っている事業者1社のみで独占的に事業をやっていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、私ども事務局のほうで調べた事項ですけれども、資料の69ページのほうにその当時の経過が若干書いてございます。イギリスのポストバスの写真が載っています。

その下のほうにイギリスでは云々というかたちで書いてございます。どうやら地域における足の確保のために地元の自治体等が安く運行してくれるところを入札制度にかけた。その際にイギリスの郵便事業を行っているロイヤルメールが自分のところの車両を使ってそういうサービスをすることによって安くできますよということで、入札をしてそれをやる例が規制緩和以降広がったということで、いわゆるイギリスのポストバスというものが知名度も上がり、定着していったということだと聞いております。

(河西委員)

ありがとうございました。

これからすると結論的にいえば、もしこのような仕組みをやるとしたら入札制度で最もメリットの高い条件を提示したところに任せることにする。実際にそれでやってもらって、不具合があれば当然交代もあるかもしれないですが、こういったイギリスの制度を取り入れることを考えればこういった民間の事業者さんが積極的に考えてくださるというの非常にありがたいことだと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

竹田委員、どうぞ。

(竹田委員)

質問なのですが、情報提供というか確認なのですけれども、札幌市もこれをやるのですよね。地下鉄を使って荷物を運ぶという。

(事務局)

地下鉄で貨物の運搬を試験的にやるという話を聞いております。

(井上会長)

では、これは答申に向けて前向きに詰めていくということでよろしいでしょうか。

では本日審議しましたものは、一番最初に審議していただきました「診療看護師の制度化に向けた規制緩和」という部分ですけれども、これは特定看護師の扱いというものを見極めていって、その後に必要であれば提案としてできるということでご理解いただくということです。

残りの3点につきましては、整理を片方でしていきながら前向きに答申に織り込むような方向で対応するというかたちでご意見をいただいたというふうに思います。

では、今日はまた一部、予定していたものはだいたいここまでですけれども、次回以降「認定NPO法人制度の認定要件の緩和」という、これは前向きに対応しようとしているのですが、それについて次回審議をしてもらいたいと。また前回の委員会から継続されている「特区理学療法士・特区作業療法士資格の創設」というのは、次回以降検討をしていきたい、最後の判断をしていきたいというふうに思っています。

では、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

これは4時までですか。4時になったらピタッと冷房が切れるので。

では時間をとらないように(3)次回第39回委員会についてということです。事務局からご連絡をいただきたいと思います。

(事務局)

次の委員会でございますが、9月の開催を予定してございまして、現在委員の皆様と日程の調整をさせていただいてございます。具体的な日程が決まりましたら改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願ひを申し上げます。

(井上会長)

では、「その他」というところで事務局のほうから用意されているものがあつたらご報告いただきたいと思います。

(事務局)

本日多面的にいろいろ先生方からご意見をいただきました「ふるさと納税」の関係についても、現金書留で送る場合は本人負担というようななかたちになっておりまして、その辺を含めて河西先生からお話があった、要するに24時間対応というようなことから、その部分は状況を把握し、管理する側、その辺は市町村に対するアンケートを取ったりすることについては、きちんと意向が確認できる文言にしていきたいというふうに思っています。

また、介護士が行える医行為の部分についても、きちんと北海道医師会をはじめ関係する団体にも確認するようにしたいと思います。

最後でございますが、ひとつ皆様方にご了解いただきたいと思うのですが、第5回目の特区提案に向けて本委員会としての答申の時期について事務局側の考え方を説明させていただきたいと思います。

答申につきましては、当初本年の夏頃を目途に考えていましたが、前回の37回委員会で私たちの地域振興監のほうからもお話しさせていただきましたけれども、本年4月から新しく振興局体制がスタートし、その振興局におきましてこれまで以上に地域に軸足を置いて地域の皆様からいろいろなお話を聞きし、地域課題の解決に向けた政策提案のとりまとめを現在行っているところでございます。

この政策提案につきましては、本年9月上旬を目途にとりまとめることとしておりまして、今後とりまとめていく中で地域振興を立体的かつ効果的に進めていく上で特区提案につながるものもあるかと期待しているところでございまして、これまでの道民提案に加えましてこうしたものも強く取り込んで総合化して特区提案に結びつけていきたいというふうに考えてございます。

こうしたことから第5回の答申につきましては、年内を目途にとりまとめていただきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、この点につきましてよろしくご理解とご協力をお願いするだいでございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、今の説明に対してご意見・ご質問があればお出ししたいだきたいと思います。

(河西委員)

すみません、第5回答申が年内ということなのですが、その年内のだいたい、この委員会のスケジュールが9月に次の第39回を行って、それ以降どのような予定で考えていらっしゃるか教えていただきたいのですけれども。

(事務局)

あくまで今の現時点でのスケジュールということで9月にまた委員会の開催をお願いしたいと思っております。10月から11月にかけまして、これまでもかなり、最終的に一枚物のかたちにアップしていくのですけれども、11月くらいまでに答申案についてはだいたいの審議を終えたい。

最終的に12月には、委員会としての道に対する答申、それを受けまして私どものほうとしてはパブリックコメント、その他一連の行政的推移がございますので、それらをふまえた上で議会のほうに提案をしていきたいというのが現時点での、本当に大まかなものですけれども、そのようなスケジュールで進めていきたいと思ってございます。

(河西委員)

そうしますと、10月かもしくは11月に第40回の委員会を行うということですか。

(事務局)

その40回目の委員会、その40回の1回で終わるのか、41回目までやるのか、その辺については今日いろいろ先生方からいただいた意見もふまえてある程度、個別にまたヒアリングというようなこともありますので、私どもはしっかりとその辺についてはやっていきたいと思いますが、またその上に立ってもう少し掘り下げたほうがいいというようなことがあればその状況を見極めた上で会長とその辺についてはご相談させていただきたいというふうに思います。

(河西委員)

わかりました。ありがとうございました。

(井上会長)

第5回というのは、結局知事に答申するというのは、答申の提案がここで承認された段階で上げていけばいいのだけれども、最終的にこれは国に上がっていく前に議会の承認を得なければいけないので、議会はいつも開いているわけではないのでそのスケジュール

を片方にらみながらいつ上げていくかというところになりますよね。

(宮田委員)

ちょっとごめんなさい、それでいいと思うのですけれども。9月に各総合振興局からの案をとりまとめたというかたちになつても、今回の5回目のものはそれには間に合いませんよね。

(事務局)

最終的には政策提案の部分については、北海道モデルと振興局が準備している政策提案があるのですが、一部、いわゆる規制緩和のこととか現在の法律ではちょっと対応が悪いというようなことも、少なくとも最終的に特区提案として出せるかどうかは別にして、本委員会でご検討いただいている項目についてはもう少し総合振興局に聞かなければわからない問題もありますけれども、だいたいのものは私どものものを補足しておりますので、できうれば先程会長のほうからこれまでの積み残しの特区理学療法士その他のお話もございましたけれども、次回のときには少しその辺についても資料としてはお示しできるよう私どもとしては十分進めていきたいと思います。

それは事前に少しずつ内容は変わっていくかもしれません、ポッと出しても先生方も大変でしょうから、それについては私どものほうで進めさせていただきたいと思っております。

(宮田委員)

道庁内の総合振興局の話がひとつ、経済界に対して何か具体的に、たとえば道経連などに対して経済的な特区をどうするか。

そういった経済団体からの案の話は上がってくるでしょうか。

(井上会長)

これに関わって上がってくるというのは、別な特区提案があるので、みなさんはご存知ですよ、こちらは。ただ、最初ほどたくさん案件が上がってくるというかたちではないです。

それれいわれているように総合振興局の問題もあるし、道経連をはじめとした経済界のこともありますけれども、ここで少なくとも3本、4本、5本くらいではちょっとさびしい感じもするので、積極的にそういう提案が上がってくるのは、どの場にあっても整理しながら進んでいけばと思います。

(事務局)

観光の関係では、本委員会の前にご検討された免税店の関係ですとか、いろいろなそ

いう部分は、クラスターの関係でいけば、道の動向については前回も提案させていただきましたけれども、そういうことも込みにしたかたちで今規制緩和も含めて税制も含めそれなりに検討を進めさせていただくと。

これを搔き分けてこここの委員会に出てくるのか、それはパッケージで出してくるのかという問題もございますけれども、いずれにいたしましてもその辺についてはよくこれから状況を見た上で更に検討することも、そのような案件を調整した上で進めてまいりたいと思います。

(井上会長)

他にございませんでしょうか。

ではこれで終了ということにさせていただきたいと思います。日程調整の件は、みなさまお忙しいのは重々知っておりますので、なるべく早くスケジュールを決めたいと思いますので、事務局からの書簡に対しては速やかにご回答いただければと思います。

これにて終了します。ご苦労様でした。

(事務局)

どうもありがとうございました。